令和７年(2025年)３月31日

埼玉県報

号外第７号
令和７年(2025年)
３月31日
月曜日

目　次

規則

○　埼玉県財務規則の一部を改正する規則（出納総務課）

管理規程

○　埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程（公営企業・財務課）
○　埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程（下水道管理課）

規　則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県規則第七十七号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第百二条の二第一号中「二百五十万円」を「四百万円」に改め、同条第二号中「百六十万円」を「三百万円」に改め、同条第三号中「八十万円」を「百五十万円」に改め、同条第四号中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第五号中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第六号中「百万円」を「二百万円」に改める。

附　則

1　この規則は、令和七年四月一日から施行する。

2　この規則の施行前に一般競争入札若しくはせり売りの公告又は指名競争入札の入札者の指名をしたものについては、改正後の第百二条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第九号

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者　板　東　博　之

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「管理部長」を「経営企画部長」に改める。

第二十八条第二項に次のただし書を加える。

ただし、出納取扱金融機関等に払い込んでいない金銭の合計額が三万円以下の場合は、当該金銭のうち最初に収納したものを収納した日から起算して五日間まで払込みを延期することができる。

第三十一条第一号中「局長」を「経営企画部長」に改める。

第六十四条の二第二項中「実地に」を削る。

第八十二条（見出しを含む。）中「実地」を削る。

第八十四条第二項中「実地について」を削る。

第九十二条中「取得が」を「取得（交換、増設等によるものを含む。）が」に改める。

第百五条の見出しを「（固定資産の照合）」に改め、同条第一項中「実地について」を削り、同条第二項中「実地照合」を「固定資産の照合」に改める。

第百三十七条の二第一号中「二百五十五万円」を「四百万円」に改め、同条第二号中「百六十万円」を「三百万円」に改め、同条第三号中「八十万円」を「百五十万円」に改め、同条第四号中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第五号中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第六号中「百万円」を「二百万円」に改める。

第百四十条の二の表支出命令の項行為を行う者の欄中「局長」を「経営企画部長」に改める。

第百五十五条第一号及び第百五十七条の三第二項中「実地」を削る。

第百五十八条第三項第三号中「訂正印を押し」を「署名を行い」に改める。

別表第二中「貸倒引当金」を「破産更生債権等の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの」を「貸倒引当金預託金」を「破産更生債権等の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの金銭を一時的に預け入れるもの」に改める。

別表第七を次のように改める。

別表第７（第１４８条関係）

執行伺の決裁区分及び合議区分

決裁及び合議区分 ＼ 行為区分	決裁区分				合議区分	
	管理者	局長	部長	課長及び所長	経営企画部長	財務課長
１　建設工事の起工	５億円以上	３億円以上 ５億円未満	２億円以上 ３億円未満	２億円未満	３億円以上	２億円以上
２　建設工事の設計、調査、測量又は監理の委託	１億円以上	5,000 万円以上 １億円未満	2,000 万円以上 5,000 万円未満	2,000 万円未満	5,000 万円以上	2,000 万円以上
３　委託（２に掲げるもの、施設の運転及び管理並びに浄水発生土の処分及び収集運搬を除く。）		1,000 万円以上	500 万円以上 1,000 万円未満	500 万円未満	1,000 万円以上	500 万円以上
４　土地の買入れ又は地上権の設定（買入れ又は設定の委託を含む。）	7,000 万円以上又は 20,000 ㎡以上	6,000 万円以上 7,000 万円未満	5,000 万円以上 6,000 万円未満	5,000 万円未満	6,000 万円以上	5,000 万円以上
５　支出予算の配当と異なる執行	執行しようとする費目等に応じた別表第７の２に定める区分より上位の区分に従い決裁を受ける				全ての案件	
６　重要、異例その他特殊な執行	金額の区分なく管理者決裁				全ての案件	
７　契約を伴う支出予算の執行のうち、当該契約の執行予定額が、第 137 条の２に定める随意契約によることができる予定価格として定める額を超えるもの	執行しようとする費目等に応じた別表第７の２に定める区分に従い決裁を受ける				執行しようとする費目等に応じた別表第７の２に定める区分に従い合議を受ける	

備考
１　地域整備事業会計に係る伺書で、部長以上が決裁するもののうち、合議を必要とするものは、あらかじめ地域整備課長に合議しなければならない。
２　工業用水道事業会計及び水道用水供給事業会計に係る伺書で、部長以上が決裁するもののうち、合議を必要とするものは、あらかじめ水道企画課長に合議しなければならない。
３　この表の定めにかかわらず、条例で定める長期継続契約によるものについては、決裁及び合議区分に掲げる額を、当該契約の契約年数を乗じた額に読み替えてこの表を適用するものとする。

別表第七の二を次のように改める。

別表第７の２（第１３９条の２、第１３９条の５、第１４８条の２関係）

支出負担行為の決裁及び合議区分

区分 ＼ 費目等	決裁区分				様式の区分	合議区分		摘要
	管理者	局長	部長	課長及び所長	△　支出負担行為決議書 ◎　支出負担行為決議書兼支払伝票又は支出負担行為決議書兼振替伝票	経営企画部長	財務課長	

給与費 （報酬、給料、手当等及び退職給付費）				○	◎			
法定福利費 （共済組合負担金、労災保険料社会保険料）				○	◎			
厚生福利費				○	◎			
報償費				○	△ （100万円未満のもの） ◎		100万円以上	
旅費及び研修費				○	◎			
交際費				○	◎			
消耗品費、光熱水費、印刷製本費、被服費、雑費				○	△ （光熱水費及び100万円未満のもの） ◎		300万円以上	
修繕費	5億円以上	3億円以上5億円未満	2億円以上3億円未満	2億円未満	△ （100万円未満のもの） ◎	3億円以上	2億円以上	
燃料費、動力費	1億円以上	5,000万円以上1億円未満	1,000万円以上5,000万円未満	1,000万円未満	△ （100万円未満のもの） ◎	5,000万円以上	1,000万円以上	
薬品費	1億円以上	1,000万円以上1億円未満		1,000万円未満	△ （100万円未満のもの） ◎	1,000万円以上	1,000万円以上	
通信運搬費、広告料、手数料、保険料				○	△ （電報、電話料、後納郵便料、葉書代、郵券代、運搬費、手数料及び100万円未満のもの） ◎		100万円以上	
委託料 建設工事の設計調査、測量又は監理の委託	1億円以上	5,000万円以上1億円未満	2,000万円以上5,000万円未満	2,000万円未満	△	5,000万円以上	2,000万円以上	
委託料 施設の運転、管理(浄水場維持管理一括委託)	○				△	○	○	
委託料 施設の運転、管理(浄水場維持管理一括委託以外のもの)及び浄水発生土の処分、収集運搬			2,000万円以上	2,000万円未満	△		2,000万円以上	
委託料 その他の場合		1,000万円以上	500万円以上1,000万円未満	500万円未満	△	1,000万円以上	500万円以上	
賃借料 建設工事に係るもの			300万円以上	300万円未満	△		300万円以上	
賃借料 その他の場合		500万円以上	100万円以上500万円未満	100万円未満	△ （ﾃﾚﾋﾞ受信料、会場使用料(借上)、寝具使用料、自動車使用料、不動産の借入れに係る長期継続契約によるもの及び100万円未満のもの） ◎			
固定資産の取得に係る工事請負費	5億円以上	3億円以上5億円未満	2億円以上3億円未満	2億円未満	△	3億円以上	2億円以上	
たな卸資産の購入に係る費用				○	△ （100万円未満のもの） ◎			
土地の買入れ又は地上権の設定(買入れ又は設定の委託を含む)	7,000万円以上又は面積20,000㎡以上のもの	6,000万円以上7,000万円未満	5,000万円以上6,000万円未満	5,000万円未満	△	6,000万円以上	5,000万円以上	
負担金及び交付金	2,000万円以上	1,000万円以上2,000万円未満	200万円以上1,000万円未満	200万円未満	△ （会議用負担金及び団体構成員としての負担金） ◎	1,000万円以上	200万円以上	
貸付金		2,000万円以上	1,000万円以上2,000万円未満	1,000万円未満	△	2,000万円以上	1,000万円以上	

補償費	固定資産の買入れに係るもの及び建設工事に係るもの		7,000万円以上	5,000万円以上7,000万円未満	5,000万円未満	△	7,000万円以上	5,000万円以上	
	その他の場合		100万円以上	50万円以上100万円未満	50万円未満	△	100万円以上	50万円以上	
償還金、利子及び取扱い諸費			500万円以上	300万円以上500万円未満	300万円未満	△ （企業債、他会計借入金及び年賦未払金の元利償還金並びに一時借入金利息 ◎）			
投資及び出資金	資金運用に係るもので、管理者がその運用方針を定めたもの				○	△			
	その他の場合		500万円以上	300万円以上500万円未満	300万円未満	△	500万円以上	300万円以上	
寄附金			100万円以上	50万円以上100万円未満	50万円未満	△	100万円以上	50万円以上	
公課費					○	◎			
繰出金				○		△		500万円以上	
固定資産（リース資産を含む。）の取得に係る経費のうち上記費目等以外のもの		2,000万円以上	1,000万円以上2,000万円未満	300万円以上1,000万円未満	300万円未満	△ （100万円未満のもの ◎）	1,000万円以上	300万円以上 （車両運搬具の購入にあっては100万円以上）	

備考
1 ○印は金額に制限なく当該欄の職にあるものが決裁できることを示す。
2 ◎印のもの又は単価契約したものについては、支出負担行為決議書兼支払伝票又は支出負担行為決議書兼振替伝票を使用することができる。この場合は、課長又は所長の決裁とし、合議は省略するものとする。
3 上記の区分にかかわらず、重要又は異例と認めるものの支出負担行為は、経営企画部長及び財務課長に合議の上、局長を経て管理者の決裁を受けるものとする。
4 この表の定めにかかわらず、条例で定める長期継続契約（単価契約に該当するものを除く。）によるものについては、支出負担行為決議書兼支払伝票又は支出負担行為決議書兼振替伝票を使用することができない。
5 この表の定めにかかわらず、条例で定める長期継続契約及び不動産の借入れに係る長期継続契約によるものについては、決裁及び合議区分に掲げる額を、当該契約の契約年数を乗じて得た額に読み替えてこの表を適用するものとする。（リース資産の取得に係る経費を除く。）
6 支出負担行為の変更に係る決裁及び合議については、減額変更の場合は減額前の額により、増額変更の場合は増額後の額によること。
7 修繕費、固定資産の取得に係る工事請負費、土地の買入れ又は地上権の設定並びに固定資産の買入れ及び建設工事に係る補償費に準ずる委託料で、国（独立行政法人水資源機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び独立行政法人都市再生機構を含む。）地方公共団体（地方共同法人日本下水道事業団、土地開発公社を含む。）並びに鉄道会社、電力会社、電信電話会社、東日本高速道路株式会社又は首都高速道路株式会社との委託契約に要するものについては、委託料等の科目等ではなく、それぞれの費目等を適用するものとする。
8 地域整備事業会計に係る支出負担行為で、部長以上が決裁するもののうち、合議を必要とするものは、あらかじめ地域整備課長に合議しなければならない。
9 工業用水道事業会計及び水道用水供給事業会計に係る支出負担行為で、部長以上が決裁するもののうち、合議を必要とするものは、あらかじめ水道企画課長に合議しなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規程の施行前に一般競争入札若しくはせり売りの公告又は指名競争入札の入札者の指名をしたものについては、改正後の第百三十七条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　改正後の別表第二の規定は、令和六年度決算から適用する。

管理規程

埼玉県流域下水道事業管理規程第一号

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

埼玉県下水道事業管理者　北　田　健　夫

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県流域下水道事業財務規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が指定する者」を「当該企業出納員の上司」に改め、同条第三項中「あっては、管理者が指定する者」を「おいては、本庁にあっては下水道管理課長が指定する者、地域機関にあっては所長が指定する者」に改める。

第十三条第一項中「管理者」を「下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

第八十五条第二項中「実地に」を削る。

第九十八条（見出しを含む。）中「実地」を削る。

第百十二条第二項中「実地について」を削る。

第百四十九条の見出しを「（固定資産の照合）」に改め、同条第一項中「実地について」を削り、同条第二項中「実地照合」を「固定資産の照合」に改める。

第百八十三条第一号中「二百五十五万円」を「四百万円」に改め、同条第二号中「百六十万円」を「三百万円」に改め、同条第三号中「八十万円」を「百五十万円」に改め、同条第四号中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第五号中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第六号中「百万円」を「二百万円」に改める。

第二百十五条第一号中「実地」を削る。

附　則

1　この規程は、令和七年四月一日から施行する。

2　この規程の施行前に一般競争入札若しくはせり売りの公告又は指名競争入札の入札者の指名をしたものについては、改正後の第百八十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。